

京都市告示第687号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年 3月10日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町635番地の1地先から	旧	メートル 57.00	メートル 34.30 ~ 34.80
	同町586番地地先まで	新	57.00	33.50 ~ 46.00

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原野100号線	西京区大原野石見町635番地の1地先から	旧	メートル 57.00	メートル 34.30 ~ 34.80
	同町597番地の1地先まで	新	57.00	33.50 ~ 46.00
大原野101号線	西京区大原野石見町588番地の1地先から	旧	12.00	25.00 ~ 34.79
	同町587番地の1地先まで	新	12.00	25.00 ~ 45.00

(建設局土木管理部道路明示課)